



10月12日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第1回目交渉報告②

～交渉で明らかとなった事実経過③～

- 8月25日 Aさんの9月の勤務発表。
- 8月26日 支社が弁護士事務所に『第三者行為災害報告書』の提出期限を延長する1回目の相談をする。⇒9月12日まで期限延長
- 8月下旬 支社が本社に相談。
- 9月上旬 出向先と勤務時間での記入についての相談。
- 9月12日 支社が弁護士事務所に『第三者行為災害報告書』の提出期限を延長する2回目の相談をする。⇒9月30日まで期限延長



組合:期限を延長したときに、(A社員に)会えていないと言ったのか？

会社:そこまでは伝えていない。

組合:本人に会えていないという説明もなしに延長を繰り返せば、弁護士事務所の受け止めはどうか？

会社:延長は承認いただいているので心配ない。

渡していないAさんと弁護士事務所に対して無責任な対応では？！

～交渉で明らかとなった事実経過④～

- 9月18日 支社が出向先を訪問し、Aさんに『第三者行為災害報告書』を記入してもらう日程を調整。
- 9月27日 『第三者行為災害報告書』が**8月9日に発送されてから49日後**に支社社員がAさんに手渡す。その時に「**今書いて欲しい**」と話す。Aさんは「持ち帰りたい」「もう少し時間が欲しい」「9月30日の提出は不可能」と答える。



会社:会社としてはAさんに**不安を与えないようにフォローしながら対応**する方がよいと考えた。丁寧に対応したいと対面でお渡しすることを優先させた。



どこが「不安を感じさせない丁寧なフォロー」だ！

その③へ続く